

令和6年11月25日

専決処分の報告について



専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月25日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

工事請負契約の変更



## 専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月7日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 大木中学校外構及びグラウンド整備工事
  
- 2 変更後の契約金額 220,227,700円  
(変更前の契約金額 215,523,000円)
  
- 3 主 な 変 更 理 由 (1) 防球ネットの基礎の掘削工法の変更に伴う増額  
(2) ガードマンの配置人数の変更に伴う減額  
(3) 屋内運動場東側の擁壁の施工量の変更に伴う減額  
(4) 学校の東側進入路の舗装面積の変更に伴う増額